

派遣事業開始以後の手続き等について

1. 許可有効期間の更新

労働者派遣事業の新規許可の有効期間は3年です。（当該更新後の許可の有効期間は5年となり、以後同様となります。）

有効期間満了後も引き続き労働者派遣事業を行おうとする場合は、許可の有効期間の更新申請が必要です。この更新申請は、有効期間満了日の3か月前までに行う必要があります。

更新申請の時期が近くなりましたら、事前に当室より文書にてご案内をさせていただきますが、主な注意点としては以下のとおりです。

- ・更新申請が期限に間に合わなかった場合、更新することができません。
- ・申請書には、手数料として〔55,000円×労働者派遣事業所数〕分の収入印紙の貼付が必要となります。

・資産要件について

(a)資産（繰延資産及び営業権を除く）の総額から負債の総額を控除した額（以下「基準資産額」と言います。）が2,000万円に当該事業主が労働者派遣事業を行う事業所の数を乗じた額以上であること。

(b)基準資産額が負債総額の7分の1以上であること。

(c)事業資金として自己名義の現金・預金の額が1,500万円に当該事業主が労働者派遣事業を行う事業所数を乗じた額以上であること。

・基準資産額又は自己名義の現金・預金の額が増加する旨を申し立てるときは、公認会計士または監査法人による監査証明を受けた中間決算または月次決算に加え、公認会計士または監査法人による「合意された手続業務」を実施した中間決算または月次決算でも可能となります。

・更新申請の直前の有効期間内において、「キャリア形成支援制度を有すること」について、許可の基準を満たす実施状況であったかを確認するとともに必要な指導を行い、例えば、計画はあっても実施されておらず、指導しても是正されないような義務違反が見られた場合は、許可基準を満たしていないとして、許可を更新しないこととなります。

・雇用安定措置について、更新申請の直前の有効期間内において、許可基準を満たす実施状況であったかを確認するとともに、必要な指導が行われ、それでも実施されないような義務違反が見られた場合には、許可を更新しないこととなります。

3. 労働者派遣事業の廃止の届出

労働者派遣事業を廃止したときは、当該廃止の日の翌日から起算して10日以内に、労働者派遣事業を行う全ての事業所に係る許可証を添えて、事業主管轄労働局に労働者派遣事業廃止届出書（様式第8号）を提出する必要があります。

4. 許可証の再交付、返納

次の事項が発生した場合、事業主管轄労働局へ許可証の再交付や返納の手続が必要です。

事 項	手 続
●許可証の亡失、滅失（注1）	●許可証の再交付申請（速やかに） （許可証再交付申請書（様式第5号））
●許可証の返納事由の発生（注2）	●許可証の返納 （返納事由の発生後10日以内）

（注1）事業所管轄労働局でも手続が可能です。

（注2）許可証の返納事由とは、①許可が取り消されたとき、②許可の更新手続をせず有効期間が満了したとき、③許可証の再交付を受けた場合で、亡失した許可証を発見または回復したとき、④労働者派遣事業を行う事業所を廃止したとき、のいずれかです。

（注3）許可証の亡失又は滅失の際の許可証の再交付申請については、許可証再交付手数料として、許可証1枚につき1,500円分の収入印紙の貼付が必要となります。

5. 事業報告等

(1) 派遣元事業主は、毎事業年度における下記の事業報告の書類を、定められた期限までに事業主管轄労働局へ提出しなければなりません。

提出の時期が近くなりましたら、事前に当室より文書にてご案内をさせていただきますが、主な概要としては以下のとおりです。

報告内容	報告の単位	提出期限
労働者派遣事業報告書 (年度報告・6月1日現在の状況報告) 〈様式第11号〉	事業所ごと	毎年6月30日
労働者派遣事業収支決算書 〈様式第12号〉	事業主 (事業所ごとが望ましい)	毎事業年度経過後3か月以内
関係派遣先派遣割合報告書 〈様式第12号-2〉	事業主	毎事業年度経過後3か月以内

(2) 海外派遣をしようとする時には、実施前に海外派遣届出書(様式第13号)の提出が必要です。予定がある場合は、事前にご相談ください。

※これまでの各様式については、山形労働局HP・厚生労働省HPからダウンロードできます。

ご案内

●労働者派遣事業について、ホームページにて情報を提供しております。

★ 山形労働局・需給調整事業室のホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/yamagata-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/antei/anteika_00010.html

★ 厚生労働省ホームページ内、労働者派遣事業に関して

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoushahakennjigyuu.html>

※厚生労働省ホームページのトップ <http://www.mhlw.go.jp/> からアクセスできます。

『政策について』⇒『分野別の政策一覧』⇒『雇用・労働』の『雇用』⇒『雇用・労働』内、『非正規雇用対策(有期・パート・派遣)』⇒画面を下にスクロールし『労働者派遣事業』内の『<<労働者派遣事業についてのその他の情報はこちら>>』

●派遣労働者の同一労働同一賃金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00001.html

●不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル～改正労働者派遣法への対応～

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000501271.pdf> (PDF形式)

●労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00020.html

●製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に向けた取組について (ガイドライン)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other14/>

●労働者派遣事業関係業務取扱要領・様式・各種報告書

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/hakenyouryou_00003.html

●派遣元責任者講習会の日程及び講習機関等について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000044436.html>

●労働者派遣事業適正運営協力員について

https://jsite.mhlw.go.jp/yamagata-roudoukyoku/newpage_00312.html

●人材サービス総合サイト

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/GICB101010.do?action=initDisp&screenId=GICB101010>



山形労働局職業安定部

需給調整事業室

TEL 023-676-4618

FAX 023-635-0580